

軽二輪 住所変更チェックリスト

(125cc 超 250cc 以下) 軽自動車届出済証の記載変更

必要書類

- ☐ 軽自動車届出済証（紛失の場合は再交付）
- ☐ 使用者の委任状（記載変更・原則取得）
- ☐ 所有者の委任状（所有者の住所変更の場合・原則取得）
- ☐ 住所が変わる所有者・使用者の住民票（発行後 3 か月以内・写し可）
- ☐ 申請書 軽二輪第 1 号様式
- ☐ 手数料納付書
- ☐ 旧ナンバープレート（管轄変更の場合）
- ☐ 軽自動車税申告書
- ☐ 自賠責保険証明書（管轄変更等でナンバーが変わる場合）
- ※ 申請書に所有者・使用者の記名がある場合は、各人の委任状を省略可。
- ※ 法人は住民票に代えて登記事項証明書など（発行後 3 か月以内・写し可）。
- ※ 使用の本拠を変更し、使用者の住所と異なる場合は、本拠を証する書類も必要です。

確認事項

- ☐ 管轄変更の有無を確認
- ☐ 税止め（管轄変更の場合）

費用

- ☐ 記載変更手数料：無料
- ☐ ナンバープレート代（管轄変更の場合）：800 円（栃木県）
- ☐ 税止め費用：実費（必要な場合）

メモ
